

## 第23期第35回新居浜市農業委員会総会議事録

### 1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 令和2年3月5日(木曜日) 15:00～15:33

(2) 会議の場所 市庁舎5階 大会議室

### 2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

#### (1) 農業委員

第3番	藤田幸正	第12番	小野春雄
第4番	岩崎紀生	第13番	曾我部英敏
第5番	小野義尚	第14番	合田有良
第6番	寺尾俊行	第15番	池田辰夫
第7番	横井直次	第16番	伊藤慎吾
第8番	藤田健太郎	第17番	渡邊勝俊
第9番	矢野重明	第18番	松本勝美
第10番	藤田幸隆	第19番	山口三七夫
第11番	近藤美喜男		

#### (2) 農地利用最適化推進委員

第1番	神野克史	第9番	田坂健次
第2番	岡田充	第10番	眞鍋哲哉
第3番	岡部正明	第11番	寶田正司
第4番	村上壽一	第12番	守谷博明
第5番	高橋繁	第13番	飯尾象司
第7番	高橋眞次	第15番	久枝啓一
第8番	宇野賀津美		

#### (3) 欠席委員 4人

農業委員	第1番	山下元
農業委員	第2番	石山敏夫
推進委員	第6番	井下八郎
推進委員	第14番	西原實

3 会議に出席した事務局職員

事務局 長	藤 田 和 則	事務局 次長	近 藤 明 美
農地係 長	田 中 賢 禪	主 任	井 上 貴 清
主 事	池 田 有 里	臨 時 職 員	齊 藤 麻 里

4 傍聴者

な し

5 議事日程

農地関係 農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について

---

◇

---

15時00分開会

**藤田事務局長**

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、皆さんもご承知のとおり新型コロナウイルス感染症拡大防止のため総会についてもできるだけ時間を短縮して実施させていただきたいと思っております。本日は農地関係のみの審議とし農政関係につきましては次回協議することにいたしますので、本日配布させていただいております意見書につきましてはご覧いただきまして内容について意見をまとめておいていただけたらと思っております。それでは、委員の出席状況を御報告いたします。農業委員15人、推進委員13人でございます。よって、過半数に達しており、この会が成立していることを御報告いたします。ご報告ですが、ただいま2月議会が開催しており会長が時間がかかっており少し遅れるという連絡をいただきました。それから、会長代理につきましても出張のため少し遅れております。ですので、本日会長の指名により寺尾委員さんに議長をお願いいたします。寺尾委員お願いいたします。

**寺尾議長代理**

皆さん、新型コロナウイルス拡大防止の中ご苦勞様です。端的に進めて行きたいと思っております。ご協力よろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまから第35回新居浜市農業委員会総会

を開会いたします。

まず、農地関係の議案につきましては、議案第1号から議案第3号までとなっております。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において渡邊 勝俊委員と松本 勝美委員を指名いたします。両委員さんよろしく願います。これより農地関係の議案の審議に入ります。

議案書目次をお開きください。

議案中、第1号及び第2号は決議事項、第3号は意見事項となっております。加えまして、参考事項が1件ございます。

1ページをご覧ください。

議案第1号の審議に入りたいと思いますが、議案第1号は、伊藤 慎吾委員、小野 春雄委員、合田 有良委員、渡邊 勝俊委員が関係しておりますので退室を求めます。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

(委員退席)

**寺尾議長代理**

休憩前に引き続き会議を開きます。

事務局から議案の説明をお願いします。

**池田主事**

議案第1号につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画でございます。内容といたしましては、田57筆、畑19筆合計面積68,299.61平方メートルでございます。

2ページをお開きください。

10番の(1-1)さんから10ページ51番(1-42)さんの42件でございます。

内訳といたしましては、期間、1年間で3件、3年間で27件、3年1カ月間で3件、4年間で1件、5年間で6件、10年間で2件。利用権の種類は、使用貸借36件、賃貸借6件。再設定37件、新規設定5件となっております。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18

条第3項の要件である、農用地利用集積計画の内容が新居浜市の基本構想に適合するものであること及び全部耕作要件・常時従事要件・効率利用要件が認められること、並びに対象農地の関係権利者の同意が得られていることの各要件を満たしております。ご審議の程よろしくお願い致します。

**寺尾議長代理**

ありがとうございました。以上、10番から51番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**寺尾議長代理**

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**寺尾議長代理**

御異議なしと認めます。よって、議案第1号「農用地利用集積計画について」を原案のとおり決定させていただきます。それでは、議案第1号の審議が終了しましたので、委員の入席を求めます。

(休憩後、委員の入席)

**寺尾議長代理**

休憩前に引き続き会議を開きます。

11ページをご覧ください。

議案第2号「農地の所有権移転について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

**井上主任**

議案第2号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、第3番の1件でございます。

12ページをお開きください。

第3番は、山田町、畑、2筆、面積1,110平方メートル、譲受人は四国中央市在住(3-1)さんです。

譲受人は現在3.6反ほどの農地を四国中央市で耕作しており、今回、経営規模拡大のため申請地を取得する目的で、農地法第3条申請が提出されたもので、作付けは果樹を予定しております。

許可要件につきましては、議案書に記載のとおり、取得後

もすべての農地を利用する見込みであり、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がなく、農業委員会が定める別段の面積も超えております。

なお、お手元に農地法第3条第2項第1号から第7号までの許可要件について調査書を配布させていただいておりますので、併せてご覧いただきますようお願いいたします。

ご審議の程よろしくお願いたします。

**寺尾議長代理**

ただいまの説明に係る現地調査の結果並びに補足説明につきましては、地元委員であります、小野 春雄委員から報告をいただきます。小野委員お願いたします。

**小野（春）委員**

3番の事項について説明させていただきます。山田町の（3-2）さんは年齢が88歳と高齢で、所有している果樹園の管理が大変ということで売りに出したということです。それに応じたのが（3-1）さん。（3-1）さんは四国中央市で距離的には少しありますが、ご本人さんもまだ50歳で若く、今回購入した果樹園に関しましてはご本人さんに聞いたら果樹を継続してやっていく、みかん中心でされるようです。あと一部に関しましてはブルーベリーとかいろいろな作物に取り組んで行きたいということです。地域との調和も問題なしで、耕作も週末だけではなく平日も耕作すると、時間的にも問題ないと融通が利くということで本人の意欲と家族の協力で十分管理できると思っております。ご審議の程よろしくお願いたします。以上です。

**寺尾議長代理**

ありがとうございました。

以上、議案第2号2番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

**寺尾議長代理**

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

**寺尾議長代理**

御異議なしと認めます。よって、議案第2号「農地の所有権移転について」を原案のとおり決定させていただきます。

す。

13ページをご覧ください。

議案第3号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。事務局から議題の説明をお願いします。

#### 田中農地係長

議案第3号は、農地法第5条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は、20件です。

14ページをお開きください

33番、坂井町三丁目、畑2筆、譲受人は、(4-1)さん外1名。内容は、自己住宅136.33平方メートル、農地区分は、申請地から概ね300m以内にJR新居浜駅が存在するため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

34番、又野一丁目、畑1筆、譲受人は、(4-2)さん。

内容は、露天駐車場、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

35番、北内町二丁目、田1筆、譲受人は、(4-3)さん。内容は、太陽光発電施設、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

15ページをご覧ください。

36番、田の上二丁目、田6筆、譲受人は、(4-4)さん。内容は、露天車両置場、農地区分は、申請地から概ね300m以内に新居浜市役所川東支所が存在するため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

37番、萩生字岸ノ下、田1筆、譲受人は、(4-5)さん。内容は、貸し露天資材置場、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

38番、上原三丁目、畑6筆、譲受人は、(4-6)さん。内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

16ページをお開きください。

39番、瀬戸町、畑2筆、譲受人は、(4-7)さん。内容は、自己住宅105.59平方メートル、農地区分は、

その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

40番、郷一丁目、畑1筆、譲受人は、(4-8)さん。内容は、自己住宅110.77平方メートル、一体利用地として、宅地286.40平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

41番、庄内町五丁目、畑2筆、譲受人は、(4-9)さん。内容は、自己住宅77.84平方メートル、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。17ページをご覧ください。

42番、船木字高祖、畑1筆、譲受人は、(4-10)さん。内容は、露天駐車場、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

43番、落神町、田1筆、譲受人は、(4-11)さん。内容は、自己住宅112.64平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

44番、高津町、畑1筆、譲受人は、(4-12)さん。内容は、貸し露天駐車場、一体利用地として、宅地353.00平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

18ページをお開きください。

45番、庄内町三丁目、田1筆、譲受人は、(4-13)さん。内容は、自己住宅93.58平方メートル、一体利用地として、雑種地40.00平方メートルがあり、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

46番、田の上三丁目、畑1筆、譲受人は、(4-14)さん。内容は、自己住宅154.02平方メートル、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

47番、郷四丁目、田6筆、譲受人は、(4-15)さん。  
内容は、貸し店舗1, 570.46平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、千平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、開発許可が必要となり、区分は、所有権移転です。

19ページをご覧ください。

48番、船木字国領、畑1筆、譲受人は、(4-16)さん。内容は、建売住宅(2戸)171.50平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

49番、船木字道面、田3筆、譲受人は、(4-17)さん。内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

50番、船木字上長野、田1筆、譲受人は、(4-18)さん。内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

20ページをお開きください。

51番、新須賀町一丁目、田1筆、譲受人は、(4-19)さん。内容は、介護福祉施設582.16平方メートル、農地区分は、上水管・下水管が埋設されている道路の沿道の区域であって申請地から概ね500m以内に田所耳鼻咽喉科及び山本小児科クリニックが存在するため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

52番、船木字国領、畑1筆、譲受人は、(4-20)さん。内容は、建売住宅(1戸)131.50平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

以上、33番から52番の事案の一般基準につきましても、転用行為が遂行される確実性などが申請書および土地改良区の意見書等の添付資料によって認められることを、事務局よりご報告させていただいて、ご審議の程よろしくお願ひします。

**寺尾議長代理**

ありがとうございました。

以上、33番から52番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**寺尾議長代理**

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**寺尾議長代理**

御異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。ありがとうございました。

21ページをご覧ください。

参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意解約についての参考事項ですので、お目通しをお願いします。

以上をもちまして、農地関係の議案の審議がすべて終了いたしました。

ここからは、会長と交代させていただきます。

**藤田会長**

皆さんこんにちは。すみません、本来なら13時30分からということに予定をしておりましたが、本会議中ということで15時からとお願いをいたしました。けれども、審議が長引きましてご迷惑をおかけして申し訳ありませんでした。今日は、新型コロナウイルスで全国的に非常にこのような状態になっていると、室内の中で制限があるということで協力をしてほしいというようなことがございましたので、今回は農地関係だけ、農政関係についてはこの間皆様からご協議をいただいた分で資料をお渡しして、それから中身をつめていただいて、また次回の時に5月か6月の意見書の提出に向けてまとめていきたいと思っております。

続きまして、今月の23日に年度末の総会をについてですが、毎年総会をして、次年度の活動内容等々についていろいろご協議をいただいて、決定をしていただく。次年度に向けて我々が取り組んでいくわけですが、特にこの第23期も今年の7月19日をもって任期満了とな

る、それまでいろいろやっていただくのですが、7月20日から第24期が始まっていきますのでそういった方々のことについての活動計画等についてご協議をいただかなければいけないということですので、3月23日月曜日についてはリーガロイヤルホテルで総会を行いその後に懇親会を計画しておりましたが、懇親会の方は中止をせざるを得ないと、総会につきましては決定をしておかなければ次のことがございますので、場所を変えてこの場所で3月23日月曜日13時30分からでお願いしたいと思います。改めて1週間前までには案内文書と資料をお送りします。

それともう一点、4月の8日、9日の2日間での先進地視察研修で広島県三次市へ行く計画をしておりますが、皆様方はどういった方向に決定すればというようなことなのですがいかがですか。時節柄いろいろなことが自粛して学校も全校臨時休業になっていたり、愛媛県は愛南町と松山市の二人だけが感染をされておると、今新居浜市もそういったことへの対策本部が設置されているいろいろされているのですが、公共の機関は全て施設は閉まっています。感染者がでるともっと厳しくなるということでございます。いろんなことで制限がかかるだろうと、一人一人がそういったことがないようにして、とにかく早く終息を迎えたいと全国民が同じ思いだと思います。非常に辛いのですが、こうなってくると4月の先進地視察研修についても延期はできませんので中止をせざるを得ないとなりますが、それで皆さんご了承くださいますか。

**全委員**

**藤田会長**

異議なし。

そういったことで残念ですが中止といたします。次に、もう一点、我々第23期が任期満了でございますので第24期の農業委員、農地利用最適化推進委員の推薦及び募集の実施をしております。受付期間は令和2年3月1日から3月31日まででございます。期限が過ぎたものは受付できませんので、早めの推薦及び応募をお願いいたします。

また、農業会議の方からの要望で地域で認定農業者や特に女性が農業委員に選ばれるようにとされており。実際の状況によって非常に厳しいところがございますが、今回も女性の方については松本委員が頑張ってくださいまして、引き続いて誰か一人はお願いをしたいと、特に認定農業者の方が5名必要ということで、この間の松山の会議の中で西条市のように認定農業者が300人も超えるところと、新居浜市のように30人をきっているところでは選出方法にも厳しいところがあるんじゃないかと、いずれにいたしましても早めに農林水産課か農業委員会事務局に提出いただけたらと思います。

以上をもちまして、第35回新居浜市農業委員会総会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

**藤田事務局長**

御起立ください。礼。ありがとうございました。



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

議長代理

委 員

委 員